

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
<p>(現地作業班)</p> <p>第26条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、<u>防疫班</u>その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。</p> <p>2 現地作業班は、災害地における救護の実施、<u>防疫</u>の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(配備体制)</p> <p>第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p>				<p>(現地作業班)</p> <p>第26条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、<u>感染症予防班</u>その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。</p> <p>2 現地作業班は、災害地における救護の実施、<u>感染症予防</u>の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(配備体制)</p> <p>第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p>			
区 分		配備基準		配備職員の範囲		配備職員の範囲	
(1)	本部 指定職員 員配備 (1号) 体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。)	ア 次に掲げる警報及びはん濫警戒情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	(1)	本部 指定職員 員配備 (1号) 体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。)	ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち洪水警報(はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報)	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員

(カ) [略]

イ [略]

ウ 津波警報 (津波)
が発表された場合

エ [略]

オ 岩手山又は秋田駒
ヶ岳に噴火警報 (居
住地域) のうち噴火
警戒レベル4 が発表
された場合

カ [略]

(カ) [略]

イ [略]

ウ 津波警報が発表さ
れた場合

エ [略]

オ 岩手山又は秋田駒
ヶ岳に噴火警報 (居
住地域) のうち噴火
警戒レベル4 が発表
された場合

カ [略]

キ 原子力事業者 (原

子力災害対策特別措
置法 (平成11年法律
第156号。以下「原
災法」という。) 第
2条第3号に規定す
る原子力事業者のう
ち本県に隣接する県
の区域に同条第4号
に規定する原子力事
業所を設置するもの
をいう。以下同じ。

) から原子力緊急事
態 (原災法第2条第
2号に規定する原子
力緊急事態をいう。
以下同じ。) の発生
に関する通報があり
、かつ、当該原子力
緊急事態の影響が本
県の区域に及ぶ場合
又は及ぶおそれがあ
る場合において、本
部長が指定職員配備
体制により緊急事態
応急対策 (原災法第
2条第5号の規定す
る緊急事態応急対策
をいう。以下同じ。
) を講じる必要があ

ると認めたととき。

ク 原子力事業者及び

当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。）による特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象のことをいう。以下同じ。）又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたととき。

ケ [略]

キ [略]

広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報、	アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の
------------	--	---

広域支部及び地方支部	ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石	アからケまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の
------------	---	---

		<p>水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん<u>濫警戒情報</u></p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>津波警報 (津波)</u> が発表された場合 (沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 所管区域内の火山 (岩手山又は<u>秋田駒ヶ岳</u>に限る。) に噴火警報 (居住地域) のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>カ [略]</p>	<p>長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>			<p>川洪水予報のうち洪水警報 (はん<u>濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報</u>)</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>津波警報</u>が発表された場合 (沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 所管区域内の火山 (岩手山又は<u>秋田駒ヶ岳</u>に限る。) に噴火警報 (居住地域) のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>カ [略]</p> <p>キ <u>原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</u></p> <p>ク <u>原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊</u></p>	<p>長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>
--	--	--	----------------------------------	--	--	--	----------------------------------

						<u>急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき</u> 。 ケ [略]	
(2)	本部	キ [略] ア <u>次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。</u> (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち <u>のはん濫警戒情報</u> (カ) [略] イ [略] ウ <u>津波警報(津波)</u> が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。 エ [略]	[略]	(2)	本部	ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。 (ア)～(エ) [略] (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち <u>の洪水警報(はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報)</u> (カ) [略] イ [略] ウ <u>津波警報</u> が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。 。 エ [略]	[略]

			<p>オ <u>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報</u>（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p>			<p>オ <u>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報</u>（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p>
			<p>カ [略]</p>			<p>カ <u>原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたととき。</u></p>
広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p>	<p>アからカまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>		広域支部及び地方支部	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち洪水警報（はん濫警戒情報・はん</p>	<p>アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>

		<p>(カ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>津波警報 (津波)</u> が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 所管区域内の火山（岩手山又は<u>秋田駒ヶ岳</u>に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ [略]</p>			<p><u>濫危険情報・はん濫発生情報</u></p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>津波警報</u>が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 所管区域内の火山（岩手山又は<u>秋田駒ヶ岳</u>に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ <u>原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</u></p> <p>キ [略]</p>		
(3) 全職員配備 (3号) 体制 (以下「	本部	<p>ア [略]</p> <p>イ <u>津波警報 (大津波)</u> が発表された場合</p> <p>ウ [略]</p>	[略]	(3) 全職員配備 (3号) 体制 (以下「	本部	<p>ア [略]</p> <p>イ <u>大津波警報</u>が発表された場合</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>原子力緊急事態宣言</u>がなされた場合に</p>	[略]

全職員 配備体 制」と いう。)			
		エ [略]	
広域支 部及び 地方支 部	ア [略] イ <u>津波警報（大津波 ）</u> が発表された場合 <u>（沿岸の広域支部及 び地方支部に限る。 ）</u> ウ [略]	アからエまでに 掲げる配備基準 のいずれかに該 当する広域支部 の広域支部長、 副広域支部長、 広域支部委員及 び主査相当職以 上の職員で広域 支部長が指名し たもの並びに地 方支部の全職員	
			エ [略]

2 [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
秘書広報部	[略]	<u>秘書課管理課長</u>
[略]		
県土整備部	[略]	
出納部	[略]	<u>出納局管理課長</u>
[略]		
企業部	[略]	

全職員 配備体 制」と いう。)			<u>において当該原子力緊 急事態宣言に規定す る緊急事態応急対策 を実施すべき区域に 本県の区域が含まれ る場合又は本県の区 域が含まれることが 想定される時。</u>
		オ [略]	
広域支 部及び 地方支 部	ア [略] イ <u>大津波警報</u> が発表 された場合 ウ [略] エ <u>原子力緊急事態宣 言がなされた場合に において当該原子力緊 急事態宣言に規定す る緊急事態応急対策 を実施すべき区域に 本県の区域が含まれ る場合又は本県の区 域が含まれることが 想定される時。</u>	アからオまでに 掲げる配備基準 のいずれかに該 当する広域支部 の広域支部長、 副広域支部長、 広域支部委員及 び主査相当職以 上の職員で広域 支部長が指名し たもの並びに地 方支部の全職員	
			オ [略]

2 [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
秘書広報部	[略]	<u>秘書広報室副室長</u>
[略]		
県土整備部	[略]	
国体・障が い者スポー ツ大会部	<u>国体・障がい者 スポーツ大会局 長</u>	<u>国体・障がい者スポーツ 大会局副局長</u>
出納部	[略]	<u>出納局出納指導監</u>
[略]		
企業部	[略]	<u>企業局次長</u>

		企業局技師長 企業局経営総務室長
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に 充てる職	主な担当業務
[略]			
総務部	[略]		[略]
	予算調製 課	予算調製課 総括課長	
	[略]		
政策地 域部	[略]		海外からの支援の受入れ に関すること。 特定非営利活動を行う団 体による支援の受入れ及 びこれに係る関係課等、 市町村及び関係機関等と の調整に関すること。 [略]
地域振興 室	[略]	陸上輸送による物資の調 達、輸送及び供給並びに そのあっせんに関するこ と（以下「物資供給」と いう。）。	
	国体室	国体室長	
環境生	環境生活	[略]	[略]

		企業局技師長
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に 充てる職	主な担当業務
[略]			
総務部	[略]		[略]
	財政課	財政課総括 課長	
	[略]		
政策地 域部	[略]		海外からの支援の受入れ の連絡調整に関すること 。 特定非営利活動を行う団 体による支援の受入れの 連絡調整に関すること。 [略]
地域振興 室	[略]	陸上輸送による物資の調 達、輸送及び供給並びに そのあっせんに関するこ と（以下「物資供給」と いう。）。 <u>広域一時滞在（災害対策 基本法（昭和36年法律第 223号）第5章第5節に 規定する広域一時滞在を いう。以下同じ。）の実 施に係る輸送手段の確保 支援等に関すること。</u> 鉄道関係の被害調査及び 応急対策に関すること。 [略]	
	国体室	国体室長	
環境生	環境生活	[略]	[略]

活部	企画室		電力関係の被害調査、応急対策及び需給状況確認に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 <u>重油、ガス等の燃料需給状況の確認に関すること</u> 。— 岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。
	環境保全課	[略]	[略] 災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	[略]		
	県民くらしの安全課	[略]	食品衛生に関すること。

活部	企画室		電力関係の被害調査、応急対策及び需給状況確認に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。 岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。
	環境保全課	[略]	[略] 災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。 <u>岩手県環境保健研究センター等の環境調査機器の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害（原災法第2条第1号に規定する原子力災害（当該原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）により本県の区域に影響が及ぶ場合等をいう。以下同じ。）の場合に限る。）。</u> 他課等に対する応援に関すること。
	[略]		
	県民くらしの安全課	[略]	食品衛生に関すること。 <u>流通食品（県内で消費者に対し販売の用に供する食品をいう。）及び水道水の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合に限る。）</u> 。—

			<p>上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関すること。</p> <p>[略]</p> <p><u>遺体処理用資機材及び葬祭用品等の調達及びあっせんに関すること。</u></p> <p>[略]</p>				<p>上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関すること。</p> <p>[略]</p> <p><u>埋葬用品等の調達及びあっせんに関すること。</u></p> <p>[略]</p>
	廃棄物特別対策室	[略]	[略]		廃棄物特別対策室	[略]	[略]
			<u>資源循環推進課</u> に対する応援に関すること。				<u>他課等</u> に対する応援に関すること。
保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	[略]		保健福祉部	保健福祉企画室	[略]
			<u>避難者の受入れを行う市町村のあっせんに係る連絡調整</u> に関すること。				<u>広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議等</u> に関すること。
			[略]				[略]
	医療推進課	医療推進課 総括課長	<p>医療の統括に関すること。</p> <p>。—</p> <p><u>被災地における医療体制の確立に関すること。</u></p> <p><u>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）</u>、<u>医療救護班及び歯科医師救護班の派遣及び活動支援に関すること。</u></p> <p><u>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p><u>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</u></p> <p><u>防疫に関すること。</u></p> <p><u>社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る応援要請に関すること</u></p> <p>。—</p>				
	健康国保課	[略]	[略]		健康国保課	[略]	[略]
			<u>防疫用資機材</u> の調達及びあっせんに関すること。				<u>感染症予防用資機材</u> の調達及びあっせんに関する

地域福祉課	[略]	[略]	ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。
[略]			
児童家庭課	[略]		
医師支援推進室	[略]		
[略]			
農林水産部	農林水産企画室	[略]	[略] 農畜産物、農業施設、農

			こと。
地域福祉課	[略]	[略]	防災ボランティア活動の支援に係る統括及び防災ボランティアセンターの活動の支援に関すること。
[略]			
児童家庭課	[略]		
医療政策室	医療政策室長		医療の統括に関すること。 〇 <u>被災地における医療体制の確立に関すること。</u> <u>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）</u> 、 <u>医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。</u> <u>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>感染症予防に関すること</u> 〇 <u>社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る応援要請に関すること</u> 〇 <u>身体のスクリーニング等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。</u>
医師支援推進室	[略]		
[略]			
農林水産部	農林水産企画室	[略]	[略] 農畜産物、農業施設、農

		地・農業用施設、林業施設、水産施設、漁港施設等の被害調査及び応急対策の総括に関すること。
[略]		
流通課	[略]	[略] 食料品取扱機関との連絡に関すること。
農業振興課	[略]	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
農業普及技術課	[略]	[略] 病虫害防除に関すること。

		地・農業用施設、林業施設、水産施設、漁港施設等の被害調査及び応急対策の総括に関すること。 <u>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項（岩手県知事部局行政組織規則第12条に規定する農林水産部の分課の分掌事務のこと）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）。</u>
[略]		
流通課	[略]	[略] 食料品取扱機関との連絡に関すること。 <u>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</u>
農業振興課	[略]	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。</u> 他課等に対する応援に関すること。
農業普及技術課	[略]	[略] 病虫害防除に関すること。

		他課等に対する応援に関する こと。
[略]		
農産園芸 課	[略]	[略] 蚕種及び養蚕の被害に対 する応急対策に関するこ と。 他課等に対する応援に関 すること。
畜産課	[略]	[略] 家畜伝染病予防及び家畜 防疫対策に関すること。
林業振興 課	[略]	[略] 国有林関係被害の情報収 集に関すること。
[略]		
水産振興	[略]	[略]

		県内で生産等された農林 水産物、粗飼料等の放射 すること（原子力災害の 場合及び所管事項に係る ものに限る。）。 他課等に対する応援に関 すること。
[略]		
農産園芸 課	[略]	[略] 蚕種及び養蚕の被害に対 する応急対策に関するこ と。 県内で生産等された農林 水産物、粗飼料等の放射 性物質濃度の測定等に関 すること（原子力災害の 場合及び所管事項に係る ものに限る。）。 他課等に対する応援に関 すること。
畜産課	[略]	[略] 家畜伝染病予防及び家畜 防疫対策に関すること。 県内で生産等された農林 水産物、粗飼料等の放射 性物質濃度の測定等に関 すること（原子力災害の 場合及び所管事項に係る ものに限る。）。
林業振興 課	[略]	[略] 国有林関係被害の情報収 集に関すること。 県内で生産等された農林 水産物、粗飼料等の放射 性物質濃度の測定等に関 すること（原子力災害の 場合及び所管事項に係る ものに限る。）。
[略]		
水産振興	[略]	[略]

	課		海上災害に係る連絡調整及び応急対策に関すること。
	[略]		
県土整備部	[略]		
出納部	[略]	出納局長	[略]
[略]			
教育部	[略]		
	スポーツ健康課	[略]	[略] 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理の指導に関すること。
	[略]		
[略]			

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

	課		海上災害に係る連絡調整及び応急対策に関すること。 県内で生産等された農林水産物、粗飼料等の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合及び所管事項に係るものに限る。）。
	[略]		
県土整備部	[略]		
国体・障がい者スポーツ大会	総務課	総務課総括課長	部内各課の統括に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
会部	施設課	施設課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	競技式典課	競技式典課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
出納部	[略]	出納局出納指導監	[略]
[略]			
教育部	[略]		
	スポーツ健康課	[略]	[略] 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理の指導に関すること。 給食食材（県立学校の給食に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）の放射性物質濃度の測定等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。
	[略]		
[略]			

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
ボランティアに係る調整	[略]	
[略]		
医療対策	医療推進課	[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	県土整備部	[略]
	医療部	[略]
	[略]	
	[略]	

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
防災ボランティアに係る調整	[略]	
[略]		
医療対策	医療政策室	[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	県土整備部	[略]
	国体・障がい者スポーツ大会部	総務課
	医療部	[略]
	[略]	
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。